

ひょうご震災記念21世紀研究機構

平成27年度 外部評価報告書

平成28年11月

ひょうご震災記念21世紀研究機構外部評価委員会

目 次

1	序文	1
2	研究調査に関する評価結果	2
3	その他	7
[参考資料]		
	評価の方法	8
	外部評価の実施経過	8
	外部評価委員会 委員名簿	9
	業績評価実施要綱	10
	外部評価委員会設置要綱	12

1 序文

昨年度、当機構では、阪神・淡路大震災から20年が経過し、設立10年を迎えるにあたって、これまでの取組を検証し、人口減少・高齢化社会の進展や災害多発時代を見据えた今後のあり方について検討を行う「機構のあり方検討委員会」を設置し、設立以来、初めての総合的な成果検証を行ないました。

同委員会では3名の外部評価委員も加わり、これまでの10年間の調査研究はもちろん、学術交流等その他の事業も含め全般的に評価を行い、今後の方向性について検討しました。

その結果、機構が今後果たすべき役割として、震災を経験した被災地兵庫に生まれたシンクタンクとして、この機構でしかできない研究・事業に資源を集中し、「安全安心なまちづくり」に関する研究をその中心に据える研究領域の重点化やこれまでの大学、研究機関とのネットワークを生かしたコーディネート機能の強化が提言されました。機構では、この提言に沿った形ですでに中期目標・計画を改定し、本年度から新たなスタートを切っています。

さて、本年度に外部評価委員会が実施する業績評価は、前述の「あり方検討委員会」でこれまでの成果検証を行ったことから、調査研究を除くその他事業については評価対象とはせず、平成27年度に行った4つの研究調査のみを対象とし評価を行いました。

委員会においては各委員がその専門性や社会的識見をもとに、各研究調査報告書の評価を行いました。機構が行う調査研究は真理を探究する学術的研究の側面と行政の実践に生かす政策的研究の側面を有しており、評価の重点をどこに置くかなど活発な議論が展開されました。

機構におかれては、外部評価委員会での議論や評価を踏まえ、今後の調査研究をはじめ、効果的な情報発信、政策提言等に生かされていくことを期待します。

2 研究調査に関する評価結果

今回のいずれの研究調査も、災害多発時代を迎えるわが国が当面する喫緊の課題や人口減少社会における地域振興のあり方など新たな問題提起を含んだ、きわめて重要なテーマをとりあげたものと認識している。

①の研究は、災害時における自治体間の広域連携体制をどう構築すべきかを、東日本大震災での実証的分析やFEMAなど海外における広域的危機管理システムの実態調査などを踏まえ、多面的・総合的に検討した重要な研究である。

②の研究は、近代以降、日本が経験した三大震災の復旧復興過程をそれぞれの社会情勢を踏まえながら総合的に比較検討し、政治的アプローチにより災害後の復興体制や統治体制のあるべき姿を明らかにした挑戦的な研究である。

③の研究は、多自然地域の新たなビジネスの展開のあり方を、兵庫県内の多様な特性の分析と全国の先進事例収集や現地調査により、多自然地域と都市部の連携を図る「ひょうご共生型ビジネスモデル」として導き出した時宜に適した研究である。

④の研究は、「多自然地域拠点都市」のあり方について、他の3つの研究と相違して1年という短時間で、大都市から多自然地域拠点都市へ若者の移住「人口の逆流」に着眼し、転入を断念した理由が住宅事情にあることを明らかにするなど、地域拠点都市の形成方策に有用な知見を引き出した研究である。

それぞれの研究調査の評価結果は以下のとおりである。なお、①のA評価は、政策提言の実現性の面で課題があり、S評価にわずかに届かなかったこと、②のS評価は内容に掘り下げが十分とはいえない部分があることなど若干の課題もあるが、復興政治学として今後体系化されることを期待したい。

また、各評価の中で各委員の厳しい評価の部分があることを申し述べておき、その詳細は次ページ以降に記載する。

真摯に受け止め今後の改善を図られたい。

〈評価結果一覧〉

番号	研究調査実施体制	研 究 テ ー マ	総合評価	(参考)
	研究員氏名			自己点検評価
①	研究会方式	災害時における広域連携支援の考察	A	S
	秦 正樹			
②	研究会方式	大震災復興過程の比較研究 ～関東、阪神・淡路、東日本の三大震災を中心に～	S	S
	金 恩貞			
③	研究会方式	人口減少下の多自然地域の魅力づくりの研究 —シニア世代を活用した新たなビジネスの展開—	A	A
	上野 信子			
④	研究会方式	若者にとって魅力ある多自然地域拠点都市の 形成方策に関する研究	A	A
	初田 直哉			

判定基準 S:大変評価できる A:評価できる B:あまり評価できない F:評価できない

番号	研究テーマ	主な評価内容
①	秦正樹 災害時における広域連携支援の考察	<p><評価する点></p> <p>(将来予測される大災害への活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近い将来、発生が予想されている災害は、南海トラフ地震が典型的なように、東日本大震災よりも大規模で広域と想定されている。このような時に、①広域災害行政についての理論をはじめ、②広域連携支援の典型となった関西広域連合の検証、③災害時のその他の支援方式や形態について検討することは、大変有意義な試みであり、多くの示唆を与える研究になっている。 <p>(広域連携支援の方向性の提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央レベルでの専門知の集積の必要性、広域連合型支援における司令塔の必要性、相互応援協定における支援プログラムの必要性など、今後のあり方を考える上での重要な方向性が示されている。 <p>(実態調査に基づく自治体連携の考察)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災以降、自治体同士が災害時の相互支援協定などを結ぶ例が増えているが、この研究では、東日本大震災の際に行われた被災自治体支援の実態を紹介するとともに、それがどのような課題を抱えているかその解決策を明らかにしている。 <p>(研究成果の書籍化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来、著書として刊行されることは、災害時の自治体支援のあり方を模索する全国の自治体などにも参考にされ易くなり、今後の施策にも生かされる可能性が大きくなる。 <p><改善すべき点></p> <p>(編集の工夫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つひとつの研究については、学ぶべき点が多く見受けられ、研究の質も高いが、報告書としてはやや統一性に欠けるところもあり、全体としてのメッセージがつかみにくくなっているのが残念である。現在の整備体制の欠陥が何であり、それが広域連携によってどうカバーされ、そのときに気を付けるべき点が何か、という点をまとめて頂ければ、より説得的な提案になっていたであろう。 <p>(注釈等の記述不足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やや細かいことになるが、記述や表現に関して、専門家の間で周知のこととして使われていても、一般には理解しにくい「対口支援」、「縮災」、「レジリエンス」などの用語には、簡単な注釈を付けたほうがよい。 <p>(研究の更なる掘り下げを)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法では、被災市町村が防災計画を作成し、法令に基づいてこれを実施するようになっているが、災害によってはそれができない市町村が生まれるため、この広域連携支援問題が発生していることを考えると、現在の災害対策基本法のあり方まで含んだ研究の掘り下げが不可欠と思われる。 ・自治体支援として、職員の派遣に焦点が当てられているが、物や機材の支援のあり方についても、もう少し触れるべきだった。

番号	研究テーマ	主な評価内容
②	金 恩貞 大震災復興過程の比較研究 ～ 関東、阪神・淡路、東日本の三大震災を中心に～	<p><評価する点></p> <p>(研究テーマの先行性とユニークな分析視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来、わが国の天災分析は、自然科学的な解明を基礎にした社会学的または経済学的な考察が多かった。しかし、本研究は関東、阪神・淡路、東日本の三大震災についての本邦初めての政治学的分析であり、未踏の分野解明の手がかりを提供したものとなっていることは高く評価できる。 ・ ①政権運営、②リーダーシップ、③政府間関係、④行政の役割、⑤復興過程における民間の参加及び災害認識などの五つの政治学的な分析視点から展開するきわめてユニークな分析になっている。 <p>(豊富な教訓の提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の大震災で、政治家や行政担当者が直面した課題とそれへの対応策に関する記録は、それ自体が貴重であり、今後の災害の発生を想定する中で、読者は多くの教訓を導くことができる。 <p>(研究成果の書籍化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単行本としても出版されたことは、本研究がより多くの人々に熟読の機会を保障することになるであろう。 <p><改善すべき点></p> <p>(復興過程における民間の参加の重要性を)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「政治学的な分析視点の⑤として、復興過程における民間の参加」をあげているのは流石である。しかし、その際、大震災の前からつくりあげられていた「まちづくり協議会」や神戸市特有なまちづくりの市民運動やそれを支援した企業活動などが、復興促進や被害縮小にどれほど役立ったかなどを分析して頂くとより有意義であった。また、東日本大震災と比べて、兵庫県が初めて導入した「被災者復興支援会議」も災害復興に非常に大きな役割を果たしたことに留意して頂くとよりこの視点が生かされたと思われる。 <p>(より具体的な提案を)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明確になった問題点を政策につなげるためには、実務者も入れた具体的な制度設計をする必要がある。仕組みや計画に取り入れることのできる立場の行政担当者との意見交換を通じて、より具体的な提案に結び付けることができればよい。 <p>(研究の更なる掘り下げを)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマは有益で、示唆の多い分析になっているが、残念ながら、関東大震災を比較研究の対象にしていない研究があるなど、更なる掘り下げが期待されるものもある。 ・ ジェンダーの視点から切り込んだ第 10 章などを除いて、これまで知られていた範囲内の知見中心になっていたところも散見される。増刷の際には一層の工夫をされたい。

番号	研究テーマ	主な評価内容
③	上野 信子 人口減少下の多自然地域の魅力づくりの研究 ―シニア世代を活用した新たなビジネスの展開―	<p><評価する点></p> <p>(時宜に適したテーマ設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本創生会議の警鐘以来、多自然地域の消滅危険性をいかに防ぎ、その存立発展をいかに図るかは大きな課題として自覚されるようになってきている。本研究は、兵庫県の担当部局との連携の下に、全国の先進地域の事例の収集と現地調査を行いながら「ひょうご共生型ビジネスモデル」を提示するという極めて時宜に適した研究になっている。 <p>(研究成果の全国的な活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県に限らず、本報告書は、全国にも適用することのできる内容であり、広く普及されることが望まれる。 <p>(新鮮な切り口と豊富な事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県の地域の活性化と魅力作りをビジネスの視点から調査、研究した点が新鮮である。事例紹介が多く、県内外で地域活性化に取り組む関係者には大変参考になる。 <p>(読み手への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の作りも丁寧である。研究会の経緯を詳しく紹介しているほか、概念図を使うなど、読者の理解を容易にする工夫も施されている。トピックごとのコラムも分かりやすく、また各種の提言もそれぞれに補足的な説明が加えられており、一般読者を意識した報告書である。 <p><改善すべき点></p> <p>(語句の定義の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多自然地域」という表現は、兵庫県ではよく使われており、関係者の間では当然のごとく受け取られているのであろうが、更に検討すべき内容も含んでいる。 <p>(より具体的な提言の提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力づくりのキーパーソンとなる県民局職員・市町職員が、多自然地域の担い手、専門家と学びあうことを通じてコーディネート力を高めることがモデル実現の前提となると提案されているが、その具体的な提示があればより説得的になったであろう。 <p>(報告書の構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書中のコラムの位置づけをきちんとするべきである。この論文に関する限りはコラムとするよりも、事例紹介とする方がよい記載がいくつかあった。 ・提言ではコミュニティビジネスを、「集落単位の集団型ビジネス」と「個人・法人が手がける多自然地域の魅力を高めるビジネス」の2つに分類整理している。この2分類を報告書の初めから打ち出し、章の構成もこれに基づいて展開しておけば、報告書はさら読みやすくなったであろう。 <p>(ビジネスの視点からの論述の不足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスの視点からの研究であれば、もう少し、ビジネス関係者の見方や考え方を盛り込んでもよかったのではなかろうか。実務に精通するシンクタンク関係者に執筆を依頼するという方法もあり得た。

番号	研究テーマ	主な評価内容
④	初田直哉 若者にとって魅力ある多自然地域拠点都市の形成方策に関する研究	<p><評価する点></p> <p>(明確な問題意識)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題意識や研究目的は、重要であり評価したい。 <p>(手堅い実証データに基づく研究成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証データには、興味深い結果—就農や企業ではなく、企画デザインなど大都市でなくてもできる分野での就職がきっかけになっていることや住居問題が残っていること—も見られる。また、移住を断念した層にも調査を広げており、手堅いデータ収集が行われ、その結果、実現可能な現実的な政策提言へとつなげている点で、実証研究の成果として十分評価できる。 <p>(興味深い検証方法と分析手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者が地域に与えたインパクトを、量的に計測する方法の確立と検証は興味深い。質的な調査と合わせ、しっかりした手法を打ち出すことが出来れば、転入促進に関する提案はより説得力を増す。 <p>(研究目的に沿った論述展開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多自然地域の拠点都市地域の役割や機能、または現状と若年世代の役割などについて記述した上で、若年世代が移住する際の「きっかけ」や「魅力」「課題」「断念理由」などを明確にしており、流れに沿って記述しているため、論点整理、目的に沿った内容となっている。 <p>(現状に即した解決策の提言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年という期間で、子育て・働き世代の地方移住の現状や、それがどのような問題を抱えているかを明らかにし、その解決策を提言した点は評価できる。 <p><改善すべき点></p> <p>(先行研究を踏まえた論述の不足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証データとして手堅い結果を出している反面、意外性はそれほど多くない。参照すべき先行研究が数多くある中、十分なレビューが不足している。 ・こうした研究の蓄積の中で、本データを位置づけ解釈することによって、多自然地域拠点都市とはいえ、大都市神戸との関係、隣の大阪との関係などをも踏まえて、兵庫県独自の見解が得られたかもしれない。 <p>(提言の絞り込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提言については、一つひとつの提言はもっともだと思われるが、やや多岐にわたるために、特徴がわかりにくくなっている。 <p>(コラムの取扱いと構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本報告書におけるコラムの意味は何か不明瞭であり、分量も多い。本文を補足する意味でのコラムなら、本文に消化して書き入れるべきである。 <p>(調査対象の量的不足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究期間が1年と短かった影響もあろうが、インタビュー調査などについては不満が残るところも多い。サンプル数が少なすぎてルポのような印象をぬぐいきれない。 ・移住断念者へのアンケートも、60歳代以上の方が大半を占め、研究対象である「若者」の数が少ない。

3 その他

評価表について、PDCAサイクルが明確になるような記述を工夫する余地があるとの委員からの意見を受け、評価表に現在のPDCの欄に加えて「A」のアクトの欄を設けることによって、改善すべき点や課題を明確にし、今後の事業実施に生かしていく旨、事務局から回答があった。

[参 考 资 料]

【 参 考 資 料 】

評価の方法

業績評価については、機構による自己点検評価を実施し、その結果を踏まえ、外部評価委員会による評価を実施した。

評価の種類及び評価方法は、次のとおりである。

評価の対象	自己・外部の別	評価方法
研究調査(4件)	自己点検評価	・研究担当者は記述により行う ・研究調査本部長は所見を付した上で、4段階評価を行う
	外部評価	・大学等での研究者の外部評価委員は報告書の査読により、その他の委員はサマリーにより所見を付した上で、4段階評価を行う

[4段階評価の評価基準]

S : 大変評価できる A : 評価できる B : あまり評価できない F : 評価できない

外部評価の実施経過

- (1) 外部評価委員による書面評価 平成 28 年 7 月 ～ 8 月
- (2) 外部評価委員会の開催 平成 28 年 9 月 30 日 (金)
 内容 : 各委員の評価状況の報告
 委員会評価の協議
 その他事項

外部評価委員会 委員名簿

(委員：50音順)

	氏名	所属等
委員長	新野 幸次郎	(公財) 神戸都市問題研究所理事長
委員	渥美 公秀	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	神田 玲子	(公財) NIRA総合研究開発機構理事兼研究調査部長
	木村 陽子	奈良県立大学理事
	小池 洋次	関西学院大学総合政策学部教授
	佐竹 隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
	瀧川 博司	神戸商工会議所名誉議員
	泊 次郎	元朝日新聞編集委員

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 業績評価実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「機構」という。)が定款第3条に定める目的を効果的かつ効率的に達成し、県民等に対する社会的責任を果たすため、同第4条に掲げる調査研究その他の事業(以下「調査研究等」という。)について実施する業績評価(以下「評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

(評価の区分・実施主体)

第2条 評価は、自己点検評価及び外部評価とする。

- 2 自己点検評価は、機構各組織で実施し、評価結果を理事会に報告の上、外部評価に付すこととする。
- 3 自己点検評価のうち調査研究の評価に関しては、研究調査本部長が実施する。
- 4 外部評価は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から選任された委員を構成員とする外部評価委員会が、自己点検評価の結果をもとに実施する。
- 5 外部評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(評価の対象)

第3条 評価は、機構が策定する中期目標及び中期計画に沿って実施される調査研究等の実績を対象に行う。

ただし、外部評価の対象とする調査研究等は、外部評価委員会委員長(以下「委員長」という。)が選定することができる。

- 2 中期計画の策定については、可能な限り、具体的な目標値の設定、実行プロセスの明確化等を図るとともに、参加者や関係者へのアンケート、ヒアリング等を行うなど評価に必要なデータ情報の収集に努めるものとする。
- 3 指定管理者として機構が管理する阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター及び兵庫県こころのケアセンター(以下「両センター」という。)が行う調査研究等の実績に関する評価は、それぞれ別に定める業績評価制度によるものとする。

ただし、機構全体の総合評価については、両センターの当該評価結果を踏まえて実施するものとする。

(評価の実施等)

第4条 評価は、個別事業評価と総合評価を併せて実施する。

- 2 個別事業評価は、中期計画に掲げる全ての調査研究等の推進状況について、可能な限り客観的に把握し、評価を実施する。
- 3 総合評価は、前項の個別事業評価をもとに、社会的有用性、有効性、効率性等の観点から組織単位及び機構全体を評価し、業務のあり方、組織のあり方、改善すべき点等について明らかにする。

(評価の実施時期)

第5条 評価は、前の年度に行った調査研究等の実績に対して遅滞なく実施する。

ただし、調査研究を除く事業については、委員長と協議の上、複数年度の実績をまとめて外部評価を実施することができる。

- 2 複数年度にわたる調査研究については、当該調査研究の完了後、評価を実施するものとする。

(評価結果の取り扱い)

第6条 評価の結果については、以後に機構が行う調査研究等の計画、予算等に適切に反映するものとする。

- 2 機構は、中期目標及び中期計画について、必要に応じ、一層適切となるよう見直しを行うものとする。

(評価結果の公表)

第7条 評価の結果については、ホームページ等によりその概要を公表する。

(庶務)

第8条 評価に関する庶務は、機構管理部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「機構」という。)業績評価実施要綱(以下「要綱」という。)第2条第4項に基づき、機構に外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、機構の調査研究その他の事業の評価を行い、その結果を理事長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、高度に専門的な観点から評価を行う必要があると認める場合は、委員会に部会を設けることができる。

2 部会の運営については、別に定める。

(専門委員)

第8条 委員会は、調査研究の評価を行うため、調査研究テーマ別に、専門委員を選任し、査読を委嘱することができる。

2 専門委員の選任は、調査研究に係る行政関係者及び学識者の意見を聴いて行う。

3 専門委員は、1テーマにつき1人とする。

(謝金)

第9条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

(旅費)

第10条 委員が委員会の職務を行うために、会議等への出席のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定に準ずる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、機構管理部総務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。